

Title	「文選集注」所引「鈔」の撰者について：東野治之氏に答う
Author(s)	富永，一登
Citation	中国研究集刊. 1989, 7, p. 15-20
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60983
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「文選集注」所引「鈔」の撰者について

——東野治之氏に答う——

富 永 一 登

我が国に伝わる「文選集注」残巻は、板本以前の李善注『文選』を知る上において、また、この書でしかその纏まった姿を見ることのできない唐代の古注「鈔」「音決」「陸善経注」を収録している点において、文選学研究上、極めて貴重な資料である。中でも、「鈔」は、正文解釈に有益であるのみならず、李善注をもとにした講義録の色相を帯びており、唐代揚州での文選学の口吻を今に伝えてくれる。

この「鈔」の制作年代・撰者、及び、注釈内容について、以前、広島大学の森野繁夫教授と共同研究で、その調査報告を発表した^(註1)。その内の撰者の問題に関して、近年、大阪大学の東野治之氏が、新資料をもとに、異論を提出された^(註2)。しかし、東野氏の提示された資料を検討した結果、その見解には首肯し難い面があり、敢て反論を試みさせていただくことにした。

一、問題の経緯と東野氏の見解

「文選集注」所引の「鈔」と「音決」の撰者については、

『日本国見在書目録』に、「文選鈔六十九 公孫羅撰、文選音決十 公孫羅撰」と著録されて^(註3)ことから、石濱純太郎博士が、公孫羅説を提唱された^(註4)。これに対して、斯波六郎博士は、「鈔」と「音決」の依拠したテキストが異なることから、二書の撰者は別人であろうという見解を出され、また、集注本巻四七の「鈔」に、「羅云、從此以下七首云々」とあるので、「鈔」の撰者は公孫羅以外に又一人有ると見られる」と述べておられる。その後、森野教授と筆者は、集注本所引の「鈔」に、その書が本来三十巻本であったことを明示する文が二箇所有り、それは、『日本国見在書目録』にある無名氏の「文選抄卅」と一致するので、「鈔」は無名氏、「音決」は公孫羅の撰であると推論^(註5)した。

これに対して、東野氏は、院政期の藤原敦光の『秘蔵宝鑰鈔』に、「公孫羅文選鈔云、律號金科、令號玉條、并虞舜作之」という一条が引用されていることをもとに、集注本所引の「鈔」「音決」ともに公孫羅の撰したものであるとする旧説を支持す

る見解を出された。その論旨は、次のようである。

『秘蔵宝鑰鈔』に引く「文選鈔(抄)」は、先の公孫羅の名を冠する一例(揚雄「劇秦美新」の「金科玉條」の句に對する注と思われる)を含めて四例有る。しかし、いずれも集注本に該當箇所が残存しておらず、対照不可能である。そこで、同じ敦光の手になると言われる『三教勸注抄』に引かれる『文選』諸注が、集注本と一致することを論証、敦光が『三教勸注抄』の作成にあたって集注本を使用していたと推測され、「『三教勸注抄』所引の『文選鈔』は、『秘蔵宝鑰鈔』所引の『文選鈔』と同一書と考えられるから、撰者藤原敦光は、『文選集注』所引の『鈔』を公孫羅の『文選鈔』とみなしていたとしてよからう」と結論づけられている。

しかし、『秘蔵宝鑰鈔』・『三教勸注抄』所引の『文選』正文及び諸注を見ると、東野氏の推論に疑問を感じざるを得ない。以下、二書所引の『文選』について私見を述べることにする。

尚、「文選集注」のテキストは、京都帝国大学文学部景印旧鈔本(第三集)第九集所収)を使用した。『秘蔵宝鑰鈔』・『三教勸注抄』は、『真言宗全書』(巻十一、巻四十)を使用し、適宜太田次男氏の翻刻を参照させていただいた。

二、『秘蔵宝鑰鈔』所引の『文選』

『秘蔵宝鑰鈔』には、李善の上表文、昭明太子の序及び注のみの引用を含めて、二十八条の『文選』が引かれている。引用

文には、伝写の際の脱字・誤字と思われるものが多く、今は、それらを極力排除した上で考察を加えた。

先ず第一に気付くのは、『秘蔵宝鑰鈔』で使用された『文選』は、三十巻本だった可能性が大きいということである。巻数を付して引用されているものには、次の六例がある。

- ① 一頁下段 文選第一云、抑下情而通諷論。
(現行六十巻本の巻一 兩都賦序)
- ② 二二頁下段 文選第三曰、仰南斗以斟酌、兼二儀之復渥。
(巻五 吳都賦)
- ③ 二四頁上段 文選第九云、石韜玉而山輝。
(巻一七 文賦)
- ④ 二五頁下段 文選二十六云、吹毛求疵。
(巻五一 四子講徳論)
- ⑤ 二六頁上段 文選第二十七云、益以賦澹而泄之以尾閭。
(巻五三 養生論)
- ⑥ 五八頁下段 文選四、伯益不能名。
(巻二 西京賦)

この内、「公孫羅文選鈔」(二四頁下段)のある前後の巻中(一九〜三九頁)に引く②⑤は、全て三十巻本『文選』からの引用であり、集注本と同じ百二十巻本からの引用は、下巻に引く⑥のみである。当時の三十巻本としては、日本に伝存する旧鈔本の九条本残巻のような無注本や五臣單注本が考えられる。『秘蔵宝鑰鈔』所引『文選』に見られる第二の特徴は、その

九条本と符合するものが多いということである。例えば、

○一五頁上段 文選洛神賦云、余從京城言歸東藩。……………の「城」字について、尤本・胡刻本は「域」に作り、袁本・明州本・四部叢刊本は「師」に作り、「善本作域」の校語を付している。九条本は「城」に作り、「師五」（五臣本は「師」に作るの意）の傍記がある。現行板本のいずれとも異なり、九条本とのみ一致している。また、先の①の後に引く音注「諷、方鳳反」は、九条本と同じである。更に、四頁上段「李善上文選注表云、緘石知謬」の下に記す「石燕状似鷲状、……………」の注文は、九条本と同じ無注三十巻本の上野氏蔵旧鈔殘卷の龍頭に引く注記と一致する。

周知のように、九条本・上野本の龍頭・傍記・紙背には、集注本の諸注をはじめ様々な注文が転写されている。敦光の時代にもそのような形の三十巻本が存在し、彼は、それをもとに『秘藏宝鑰鈔』を記したのではなからうか。そして、その中には、当時『文選』読解の有力な注として単行していた六十巻本公孫羅『文選鈔』（後述の『江吏部集』参照）からの転記も含まれていたと推測できよう。

三、『三教勸注抄』所引の『文選』

空海の『文選』語彙使用の多さを反映して、この書にも、注のみ引用の六例を含め、百二十箇所に『文選』所収の作品が引かれている。これにも、『秘藏宝鑰鈔』同様、誤写・脱字が非

常に多く、『文選』諸本との比較には、極めて慎重を要する。

この書には、『文選』の巻数を記して引用したものは一例も無いので、集注本殘卷との比較を中心に検討を加えた。

確かに、東野氏が例示された、三四頁上段に引く「吳都賦」をはじめ、集注本の正文・劉淵林注・李善注・鈔・陸善経注と一致するものが見られる。以下、それを列挙する。

○五頁下段 左思三都賦序曰、……………。應劭漢書註曰、……………。（「應劭漢書註」について、板本及び九条本傍記は、全て「漢書音義（應劭）」に作るが、集注本のみ「應劭漢書注」となっている。）

○一〇頁上段 左思吳都賦曰、……………。劉淵林曰、……………。莊周曰、齊桓公轍而笑。

（各本は、「轍」字の下に「然」字が有るが、集注本は無い。）
○一五頁下段 左思吳都賦曰、目龍川以帶珣。爾雅曰、……………。音決、吉營反。

（各本は、「以」字を「而」字に作るが、集注本のみ「以」字に作る。但し、集注本所引の「音決」は、「古螢反」となっている。）

○一八頁下段 左思吳都賦曰、……………。狄貽果然、……………。

（各本は、「果」字を「猓」字に作るが、集注本は、「果」字に作り、「今案」に「鈔・音決、果爲猓」とある。板本及び九条本には、「鈔」「音決」本の系統が混入したものと思われる。）

○三五頁下段 左思貞都賦曰、……。劉逵曰、……。鈔曰、爾雅曰、……。郭氏曰、……。

(この「鈔」は、集注本と同じである。)

○三六頁上段 左思貞都賦曰、……。劉逵曰、白、大白罰爵也。

鈔曰、……。

(各本は、「大白」の二字が無いが、集注本には有る。

この「鈔」も集注本と同じ。)

しかし、集注本とは異なる例も見られる。

○二八頁下段 王褒聖主得賢臣頌曰、周公躬吐握之勞。

(集注本のみ「握」字を「捉」字に作り、「今案」に

「五家本捉爲握」と記す。現行各本は、全て五臣本系統の正文を引き継いでおり、所引の文は、これと一致する。)

○二九頁上段 鮑明遠擬古詩云、五車摧筆鋒。劉良曰、摧折文

士之筆端。

(集注本に引く五臣注は、「張銑曰、言其博聞能摧折文士筆鋒也」に作る。所引の文は、現行各本の五臣注と同じ。)

○三四頁下段 左思貞都賦曰、……。呂向曰、此謂人之甚也。

(集注本は、時々五臣注を省略するが、この呂向注も略されている。所引の注は、現行各本と一致する。)

また、集注本が残っていない所で、李善注本(集注本は、李善注本を底本にしている)とは異なり、五臣本或いは九条本と一致する例がある。

○二三頁上段 孔文學論盛孝章書曰、……。臨瀾而不拯。

尤・胡本は、「瀾」字を「難」字に作る。四部本は、「弱」字に作り、「善本作難字」と校す。九条本は、「瀾」字に作る。)

○三三頁上段 嵇康幽憤詩曰、昔慙柳下、……。

(各本皆「下」字を「惠」字に作る。九条本のみ「下」字に作る。)

このように、「三教勘注抄」所引の『文選』は、何種類かのテキストに基づいたものであり、主として集注本を使用したとは言いがたい。これは、敦光自身が、直接種々のテキストから引用したのか、九条本のような傍記の有ったものを使ったのか、或いは、後人の増補が混入した結果なのか、今のところ不明である。いずれにしても、東野氏の言われるように、「直接に主として『文選集注』によった」と断定することはできないと思われる。

また、東野氏が集注本使用の証左として挙げられた「集註文選今案曰」「陸善経曰」(二七頁上段)の引用については、「鈔曰」「音決」「陸曰」「善経曰」「陸善経曰」「集注今案曰」「集今案」等の注記を多く記載する九条本のようなもの存在を、『文選』以外の可能性を含めて考えておく必要がある。

四、東野氏の見解に対する疑問

以上、敦光の『秘蔵宝鑰鈔』『三教勘注抄』所引『文選』について検討した結果、東野氏の見解に対して二つの疑問を感じ

た。一つは、『三教勘注抄』所引『文選』が集注本を使用しているから、同じ敦光撰『秘蔵宝鑰鈔』所引『文選鈔』も同一書であったと考えられていることである。『三教勘注抄』の『文選』を即集注本と見なすのにも疑問は残るが、そちらは仮に認めたとしても、『秘蔵宝鑰鈔』の方が、集注本に依っていないのは、明白であった。この点、東野氏も「『三教勘注抄』の場合と異なり、『秘蔵宝鑰鈔』所引の『文選鈔』が『文選集注』から引用されたかどうかはあきらかでない」（注13）と述べておられる。

二つめは、先の推論から、二書の撰者敦光が『文選集注』所引の「鈔」を公孫羅の『文選鈔』と見なしていたという結論を導かれていることである。『三教勘注抄』では、正文と「鈔」が一緒に引かれる例も見られたが、『秘蔵宝鑰鈔』では「鈔」を引く四例は、「文選抄云」（一頁下段）・「文選鈔云」（一六頁上段）・「公孫羅文選鈔云」（二四頁下段）・「文選鈔云」（三二頁上段）と、いずれも単独で引かれている。集注本を使用せず、三十巻本『文選』を使ったと思われる『秘蔵宝鑰鈔』所引のこれら「鈔」は、他書の傍記からの転写と見るのが妥当であろう。そして、一つだけ公孫羅の名を冠しているのは、それが他の「鈔」（同じ三十巻本で対照に便利な無名氏の『文選抄』から直接引いたか、集注本から転記されたものを採引きしたと考えられる）と違うことを示しているのではなからうか。というのは、東野氏も引用されている大江匡衡の『江吏

部集』に、次のような記事があるからである。

文選六十卷、毛詩三百篇、加以孫羅注、加以鄭氏箋。

これによると、匡衡が一条天皇に教授した長徳四年（九九八）、公孫羅注は、六十巻本『文選』の有力な注釈書として使用されており、それが何かの傍記に記されていたとしても不思議ではない。更に、小尾郊一博士の言われるように、『御堂関白記』の寛弘元年（一〇〇四）の条に見える「集注文選」が、集注本『文選』のことであるなら、ほぼ同時期、公孫羅『文選鈔』は、集注本とは別に単行していたことになる。

百二十巻本の「文選集注」所引「鈔」が三十巻本であったこと、公孫羅『文選鈔』が六十巻本の書として通行していたこと、この二つの事実からすれば、集注本の「鈔」は、『日本国見在書目録』にある無名氏のものしか考えられない。巻数の問題に關して、東野氏は、「三十巻本の『文選鈔』がある一方で、李善注との対照に便利な六十巻本が存したとしても不思議ではない」と述べられる。もともと公孫羅『文選鈔』が、三十巻本であったと考えられていることなのか、その真意を測りかねる。

『秘蔵宝鑰鈔』所引の「公孫羅文選鈔」は、公孫羅注の存在を示す貴重な資料ではあるが、その一事を以て、集注本所引の「鈔」「音決」の撰者について手直しをする必要は、現段階ではないと考える。

東野氏は、「『文選集注』において、日唐の著録に所見する公孫羅の注が落とされ、かわって無名氏の注が採用されるとい

うようなことは、甚だ理解しにくいところである」と言われる。しかし、「陸善経注」にしても、書目に見当たらないのに集注本に採録されている。日唐の目録にある公孫羅『文選鈔』ではなく、無名氏の「鈔」が採録されてもおかしくはない。それどころか、集注本所引「鈔」の講義録的で未整理な注釈内容からすれば、文選学者として名を残す程著名な公孫羅の手になるとするより、むしろ無名氏の方が相応しいかもしれない。

注1 「文選集注所引「鈔」について」（『日本中国学会報』

第二九集 一九七七年）。

2 「『文選集注』所引の『文選鈔』」（『神田喜一郎博士追悼中国学論集』二支社刊 一九八六年）。

3 「旧唐志」には「文選六十卷公孫羅注、文選音十卷公孫羅撰」、「新唐志」には「公孫羅注文選六十卷、又音義十卷」とある。『日本国見在書目録』に「六十九」と記すことについて、狩野直喜博士は、「蓋鈔本巻大者、往折之、書目並數分卷、以致九卷之多、非有二本」（『君山文』卷三「唐鈔本文選注殘卷跋」と言われる。「君山先生『唐鈔本文選注殘卷跋』書後」（『東洋学叢編』第一冊 刀江書院刊 一九三四年）。また、駱鴻凱

「選学源流」（「制言」第八期 一九三六年。後『文選学』所収）、神田喜一郎博士「文選のはなし」（『東洋学文献叢説』二支社刊 一九六九年）も同じ説をとる。

5 『文選諸本の研究』下篇II「舊鈔文選集注殘卷」（斯波博士退官記念事業会刊 一九五七年）。

6 「音決」という書名が、『日本国見在書目録』の公孫羅のもの以外に見当たらないこと、集注本所引「音決」は、他人の音注をしばしば引くが、公孫羅の音注だけは引用していないことに拠った。「音決」を専門に研究されている広島大学の狩野充徳氏も、その近著「『文選音決』の研究—資料篇1音注総表—」（『広島大学文学部紀要』第47巻特輯号2 一九八八年）で、公孫羅の撰であるとして大過なかるうと述べておられる。

7 「秘藏宝鑰鈔平安末写零本について」（『成田山仏教研究所紀要』第四号）、「尊経閣文庫蔵三教勘注抄について」（同第五号）。

8 ⑥については、この引用のみ「曰」字が無く、「四」は「曰」字の誤りの可能性も考えられる。

9 現存の集注本「今案」は、諸本の異同を記す校語のみであり、この引用文のようなものは一例も無い。「陸善経注」の前に置かれていることを考えると、「鈔」の誤写である可能性が大きい。

10 全釈漢文大系『文選（一）』解説 集英社刊。
本稿執筆に際して、森野繁夫先生から多くの御教示をいただいた。厚くお礼申し上げます。